

技術部会の設置について

1 第一回合同検討委員会での提言等（抜粋）

- 「委員会の運営の仕方を少し考えていただけないかなと。ですから、場合によったら、実行ワーキングみたいなもの必要でしょうし、開催回数もたくさん必要かもわかりません。もっと住民の方々の御意見を聴く機会をもつ必要があるかもわかりません。そういう、形式でなく実態が伴う、運営の仕方を是非考えていただきたいとおもいます。」
- 「確かに技術面では、技術ワーキンググループその中で検討していただいて、それは非常に重要なんですが、その中で誰かが、わかりやすく住民なり一般の人に説明していかないと非常にわかりにくい、陰でなにやっているのかわからないという。それはまた悪いイメージを持つてしまうのですから、そういうのを徹底してやってもらいたい。」

2 提言への対応

(1) 技術部会の設置

両県における調査方法、汚染対策等に関する技術的調整を早急に進め、合同検討委員会において技術面と社会面の両面検討を効率的に行うことができるよう、合同委員会の下に「技術部会」を設置する。

(2) 技術的検討事項の進め方

- ① 技術的検討については、高度に専門的な検討を要する事項があると同時に、当該事項については、住民によりわかりやすく説明する必要があることから、技術分野の有識委員による検討を先行しておこない、論点等を整理したうえで、合同検討委員会においては、社会的検討を加えた総合的な検討を進めることとする。
- ② 両県は、合同検討委員会に提案するにあたっては、技術部会において、課題とされた点を説明し、検討の技術的論点を明確に説明するものとする。